

1. 件名：「美浜発電所1、2号炉原子炉施設廃止措置計画及び保安規定変更認可申請に係る事業者ヒアリング（13）」

2. 日時：令和4年2月7日（月） 15時00分～16時20分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門

戸ヶ崎安全規制調整官、塚部管理官補佐、御器谷管理官補佐※、

宮嶋安全審査官、藤川安全審査官

関西電力株式会社

原子力事業本部 廃止措置技術センター 所長 他12名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・美浜発電所1号炉及び2号炉 廃止措置計画変更認可申請 ヒアリング コメント整理表
- ・美浜発電所1、2号炉 廃止措置計画変更認可申請及び保安規定変更認可申請のコメント回答
- ・美浜発電所1、2号炉 廃止措置計画変更認可申請書変更内容に関する補足説明について

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁の藤川です。それでは、美浜発電所廃止措置計画に関するヒアリングの方を始めていきたいと思います関西電力3施設資料の説明をお願いいたします。
0:00:13	はい。関西電力オクデでございます。では資料の説明を始めさせていただきます。では資料2の方をご覧ください。こちらはですね、前回の審査会合のバックアップでいただいたコメントの回答資料となっております。
0:00:28	めくっていただいて三方1ページ、コメント回答、一井のページをご覧ください。
0:00:34	こちらはですね、本規程の説明資料として、
0:00:38	いただいたコメント解体工事全体に役割分担の流れと、解体保管物が発生する作業分担化等の役割がわかるように整理し、大体1例を示してほしいと。
0:00:49	いうコメントいただきましたのでそちらの回答しております。
0:00:52	このページの下に該当と書いてあるところにですね、書いた工事の1例の流れを書いて、1例といいますか流れをまず、四角で白四角で記載しております。
0:01:04	右側にですね、それぞれの作業員や行為に関して、
0:01:09	担当する課ですとか、どういう課が行動するかというところを、1例として記載をしております。内容を説明させていただきます。

0:01:18	まずですね、ある機器の解体をするという場合にですね、この基金を解体をする解体工事するにあたって、工事実施所管課の決定検討と決定を、
0:01:30	いたします。これはどの課にその工事の管理を依頼するかっていうところを決めるという行為です。こちらにつきましては、右側に深井工事グループ課長が上申し所長が決定と記載しております。
0:01:43	これは、※で書いているんですけど、深井工事グループ課長のですね、職務としまして、保安規定に廃止措置に係る所内調整推進業務を指定されておりますので、
0:01:55	ここは甲斐工事グループ課長が、
0:01:58	野辺浅原ですけど保安規定にこれがそのまま書かれてるわけではなくて、発電所長より指定された業務というのは保安規定ありますので、それに基づいて、社内で、
0:02:10	このように指定してるということになります。ちょっと工夫いたします。はい。はい。失礼しました。関西電力の久世でございます。
0:02:17	では引き続き、
0:02:20	ですね、この検討と決定の次のプロセスとしまして、その検討と決定のところで、以来、所管となった。
0:02:30	あとはですね、次の四角で書いて工事を実施いたします。

0:02:34	こちらは保安規定の、従来、今ある第 155 条の第 1 項に記載されております。
0:02:41	右側ですね、(イ)があるんですけども、工事実施所管課長としまして丸井として、機械工事グループ課長は、実施する場合もあれば、
0:02:51	原子炉保修課長等、いろいろな課長が所管課長としてなる可能性がある。
0:02:58	続いて左側に戻っていただきまして、解体工事を実施しまして、東海保管物の要件の収納を実施いたします。こちらは今回、生活する公安規程第 155 条の 2 の第 1 項に記載をしております。
0:03:12	すべての容器を保管エリアに運搬保管するというプロセス、
0:03:17	プロセスの間にですね、オレンジ色の矢印で、鋼管課長が、放射線管理課長が職務をいたします。
0:03:25	ここはですね、戸谷、三つの矢じりで書いてあるんですけども、病気の、その就農者容器の線量当量率、2 ミリとか、そういう線量の、
0:03:34	制限がございますのでそちらの測定と確認。
0:03:38	二つ目として、その容器の標識整理番号の発行取り付けこちら考案規定の第 155 条の 2 の第 2 項に、今回追加する形で記載をしております。
0:03:48	5 目として、作業容器をどの保管エリアに置くかという岡エリアの指定を行います。
0:03:55	目下左側に戻りまして、

0:03:57	そういった形で放管課長が測定したり確認したりした容器を所定の保管エリアに運搬して保管をいたします。
0:04:06	こちらは他保安規定の第 155 条の 2 の第 1 項に今回追加しております。
0:04:11	ここまでが工事实施所管課長もが所管する場所となりまして、最後に、矢印、矢印下ですね。他への管理としまして、こういった容器を保管した保管エリアの管理。
0:04:25	放射線管理課長が実施をしまして、こちらは今回追加する保安規定第 155 条の 3 に、詳細に満巡視ですとか、点検を行うという内容を記載をしているというところです。
0:04:38	近々状況もあります。
0:04:40	それで 2 ページ目、コメントパート 2 をご覧ください。
0:04:45	こちらですね、
0:04:47	国内外の解体の事例を示すことというコメントをいただきまして、
0:04:53	ちょっと内容変わるんですけども、下にですね、表としまして、原子炉容器駒井構造物、原子炉領域ですね、解体事例の国内外の例を表として示しております。
0:05:05	細かく読み上げることはしないんですけども、炉型の違いはありますが、今現在、関西電力が考えております、R V は期中開設 3、

0:05:16	炉内構造物化してしまう原子炉容器は、中機械切断炉内構造物は水中に切断という形の、実際の海外と国内の事例はあるというところをまとめております。
0:05:28	また参考として表の一番右側に一体いく撤去をした事例も記載をしております。
0:05:34	資料について安東と申します。
0:05:37	続けて、資料3の方をご覧ください。
0:05:41	こちらはですね、
0:05:44	これまでの審査会合、ヒアリング等で詳細を説明していなかった。
0:05:51	いなかった本文と添付書類の変更理由といたしますか変更の内容について記載をした書類となっております。
0:06:01	衛藤実際内容に入る前にですねここに記載して本文4という部分があるんですけども、本文4につきましては、あかずに記載の適正化という理由のところのみを修正しております、
0:06:14	修正しております。
0:06:16	それで一番の本文9のところをご覧ください。
0:06:20	こちらは、本文9ではですね、第二段階以降の廃措置計画の具体化として、初回申請時に記載した推定汚染分布に追加をしまして、
0:06:30	今回、残存放射能調査工事を実施しましたので、その結果である推定汚染分布を追加しております。

0:06:37	また、第二段階以降の助成につきまして、助成の対象として、第一段階に実施する除染の結果、十分な効果、除染効果替えられなかった範囲及び助成の対象としていなかった範囲についてと、
0:06:49	記載していたんですけども、第一段階に実施した系統除染で十分な効果がえられましたので、この記載を削除いたしました。
0:06:57	またですね安全管理上の措置につきまして記載はあったんですけども、内容の拡充を実施しております。
0:07:04	続いて2番、添付書類2の方です。
0:07:07	こちらはですね。
0:07:09	第二段階以降の敗訴し工事で実施する、作業区域を追加をしております。
0:07:16	詳細は次の、
0:07:19	記載をしているんですけども、四つございまして、衆愚燃料輸送容器保管建屋、こちらの作業内容としましては、1食見る搬出際に使用すると考えております。
0:07:32	二つ目の、蒸気発生器保管庫につきましては、現在保管している蒸気発生器等を保管する際に、作業を実施する予定となっております。
0:07:41	3番目の特高開閉所は、
0:07:43	1号炉等2号炉の特高開閉所の中にあります遮断器ですとか、開閉器等の、次の解体結局工事を実施いたします。

0:07:52	最後の取水口と放水高につきましては、冠水ポンプ循環水ポンプの解体劇を、
0:07:58	タービン復水器冷却水放水炉の解体撤去工事を実施いたします。この作業空気を新しく積み追加しております。
0:08:08	最後に、3番の添付書類7につきましては、原子炉施設の解体に要する総見積額の最終承認を、平成30年9月に、
0:08:18	受けましたので、総見積額の金額を更新したものでございます。
0:08:22	併せてですね、補正申請の内容になるんですけども、原子炉発電所施設解体引当金を、現時点での最新の2020年度末の引当金額に更新をいたします。
0:08:36	資料3の説明は以上となります。
0:08:42	はい。木瀬衛藤、規制庁のフジカワで説明ありがとうございます。
0:08:48	では質疑応答の方に移らしていただきたいと思います。
0:08:54	資料②の方なのですが、
0:09:04	コメント回答一井の。
0:09:06	方で、
0:09:08	管理の、
0:09:10	流れを図で新フロー図で示していただいているかと思うんですけども。
0:09:17	それはこれーで最初工事。

0:09:23	今その工事の、これ見ると、工事を実施。
0:09:28	するかを最初に、機械工事グループ課長が、
0:09:34	上申して所長が決定し、
0:09:37	しますと。
0:09:38	解体工事の実施から、次世界に対して余計収納して保管エリアに運搬し て、
0:09:46	ていうところまでは実施する、割り振られた。
0:09:50	各々の課長がやると。
0:09:53	最後エリアの管理として放射線管理課長が、
0:09:58	当然、それぞれ、
0:10:01	巡視と点検で、
0:10:03	管理する。
0:10:06	ていう流れ。
0:10:07	ですかね。で、
0:10:12	だからこれはあれですかね
0:10:22	エリアごとに管理する人が決まってるわけじゃなくてあくまでその解体 工事ごと、
0:10:30	新居管理者を決めて管理するところで最終的にはその保管エリアに置く のでそこは放射線管理課長が、
0:10:37	見るとそういう理解でよろしいでしょうか。

0:10:43	はい、関西電力オクデでございます。今、ご認識いただいた通りで、解体工事ごとに所管する課を決めますので、その通りでございます。
0:10:54	長フジカワです。はい、ありがとうございます。機器ごとに管理者が決め、今現状として置いてある機器ごとに管理者が決まってるとかそういうことあるんですかそれともエリア。
0:11:06	本当に決まっているとかですか。それとも特にそういうのはなくても、所長とかは磯知グループ全体で見ている。そういう感じなんですかね。その辺立て付けとか、
0:11:16	あれも教えていただけないでしょうか。
0:11:26	関西電力原でございます。
0:11:29	一応その個別の機器で見れば、今所管課長っていうのは近く決まってる ところあるんですけれどもどの範囲を大体範囲とするかというところにもよるかと思うん
0:11:44	実際にはその具体的な工事範囲介在工事範囲決める時に、最終的に決めるというところで今の段階でどっか決まったら特に。
0:11:53	ないっていうところになるかと。
0:11:57	思います。はい。
0:12:03	原子力規制庁のトガサキでちょっと今の点なんですけど
0:12:09	保安規定の 100、聞こえてますか。141 条の、
0:12:16	職務のところなんですけど。

0:12:19	職務の、例えば（18）。
0:12:24	に原子炉保修課長は、
0:12:27	原子炉施設の機械設備括弧タービン設備を除くに係る、
0:12:33	廃止措置工事。
0:12:35	に関する業務を行う。
0:12:37	あと、
0:12:38	あとここに書いてある機械工事グループ課長ってのは次から（22）にあ って、
0:12:45	原子炉施設の機械設備土木設備及び構築物に係る、
0:12:51	廃措置工事。
0:12:53	野内所長が指定したものに に関する業務を行う というか書いてある んですけど。
0:12:58	この職務に書いてある、 対象の設備とかを、 この課長とかは所掌する って いう理解でよろしい ですか。
0:13:10	関西電力原でございます。はい。その理解で結構です。
0:13:14	規制庁の戸松だけで、 そうであれば、 ちょっとこの資料2、 そこの例え ばこの例でいい んですけど原子炉 保修課町の場合 は、
0:13:25	こういうタービン 設備を除く、 機械設備、
0:13:30	濃度を壊す場合 はって いうようなのが わかるように ちょっと変えて いた だけ ればと思 うん です けど い か が で す か。

0:13:38	関西電力の羽田でございます。はい。この保安規定の書きぶりを今、衛藤加来は全然、記載いたします。
0:13:48	今ちょっと今誤解ちょっとされてるかと思うところ1点、原子炉保修課長の廃止措置工事は括弧機械工事グループ課長所管業務を除くということとでタービン。
0:14:00	設備を除く。
0:14:03	ていうものではないです。
0:14:06	保安規定には、原子炉施設の機械設備括弧タービン設備を除く。
0:14:13	というふうに書いてあって、
0:14:15	タービン設備は、タービン保修課長は廃止措置工事をやるって書いてあるんですけど。
0:14:25	完成品はございます申し訳ございません。そうですねはい。そうです。おっしゃる通りです。はい規制庁のトガサキですから、この職務のところで、
0:14:37	141条のところ、この廃止措置工事っていうのが同等の設備に対して、どの課長がやるっていうことが明確になってますので、
0:14:47	その範囲のことは書いていただければと思うんですけど。
0:14:53	はい。関西電力原でございます。はい。今保安規定で決めてる範囲というのはこの範囲で決まってるということでそれを追記します。

0:15:03	規制庁のトガサキです。ありがとうございます。ちょっと具体的に例えばそのタービン設備以外の原子炉施設、
0:15:13	については、
0:15:15	あと、
0:15:17	さっきの機械工事グループ課長の、との分担もあるんですけど、どういう考えで分けてるかっていうのは
0:15:26	ご説明できますか。
0:15:45	関西電力の羽田でございます。
0:15:48	今ちょっと明確に十河衛藤。
0:15:51	一応この資料にも書いてます通り、
0:15:55	具体的な解体箇所については機械工事グループ、
0:16:01	というかそのときには所長が決定するという、
0:16:05	ところになりますので、
0:16:09	へえ。
0:16:13	そうですね。
0:16:16	この機械工事グループ課長例えば機械工事グループ課長藤衛藤。
0:16:21	原子炉保修課長。
0:16:24	どっちがやるかっていうのは最終的には
0:16:27	この資料に書いてる、上申文書で決定するっていうのが、
0:16:32	最終的な所管課になります。

0:16:36	旧規制庁の藤田崎です。
0:16:40	保安規定では、
0:16:44	廃措置工事だけではなくて、その補助、補助とか、
0:16:48	修理っていうのも書いてあるんですけど。
0:16:51	それは、先ほど原子炉保修課課長と阿藤機械工事グループ課長で、原子炉施設の機械設備を、
0:17:02	に関する報酬とか、修理を担当されてるんですけど、その住み分けっていうのは決まってないんですか。
0:17:27	ちょっと関西圏はでございます。
0:17:30	ちょっと今、具体、正直なところ具体的なところわからないので、美浜ちょっと一つくらいで、何かわかりますかね。
0:17:38	すいません関西電力深山発電所の高野です。設備所管というのは基本的には決まっております。
0:17:48	原子力規制庁のトガサキ全然 T s から、
0:17:51	この 441 条の、この主幹、課長の所、職務の対象なんですけど。
0:18:02	特に
0:18:04	先ほどの (18) の原子炉保修課長。
0:18:07	藤。
0:18:08	阿藤、タービン保修課長と、それとあと、

0:18:13	機械工事グループ課長というのは、原子炉施設の機械設備を担当する、保守とか修理とか廃止措置工事を担当するって書いてあるので、
0:18:25	タービンとタービン度設備のタービン設備外ってのはそうわかりやすいんですけど。
0:18:31	機械工事グループ課長と、
0:18:34	あと原子炉保修課長と、タービン保修課長の分担というのが、
0:18:39	保安規定の記述だけを見ると、わからないんですけど。
0:18:44	最終的な所長が指示してしたものって書いてあるので、
0:18:48	そこで
0:18:49	分けられると思うんですけど、現状の補修とか、
0:18:54	修理については、もうすでに今やられてることだと思うので、そこは明確に分かれてると思うんですけど。はい措置について一段階についてはもう、
0:19:06	進んでると思うんで、今行われてると思うんですけど。
0:19:10	その考えが二段階で下以降で変わるのかどうかっていうのもちょっと、
0:19:16	教えてもらいたいと思ってます。
0:19:21	関西電力の鷹野です。運転炉から設備所管というのは決まっております、それ一がと廃炉段階になるということで、もう特にそこは変更なく、そのまま踏襲されているということです。ただ廃止措置。

0:19:37	になって廃止を、どこの工事、どこが所管するかっていうのは、先ほど説明ありましたが、議会、工事グループ、課長が上申して所長が決定すると。
0:19:49	ということで今そこは今明確になっていないということです。以上です。
0:19:54	関西電力の羽田でございます。ちょっと深山に確認したいんですけども、現在機械工事グループが所管している。
0:20:04	機械設備の保守修理ってのは現在のところはないという理解でいいですか。
0:20:10	おっしゃる通りです設備は所管しておりません。
0:20:14	お1人だけです。
0:20:16	はい。沢野監査委員の羽田でございます。そういう意味でですね実際には、現状で言いますと、機械工事グループ課長というのはこの前段に書いている。
0:20:27	保守修理に関しては今のところは内藤所長から指定されたものはないという整理で、2回配措置工事について今後、
0:20:39	所長が決定するということになります。以上です。
0:20:44	規制庁の動画先です。わかりました。
0:20:47	そうしましたら 141 保安規定 141 条の各課長の職務との関係がわかるように、
0:20:57	今日の資料のところに追記していただければと思います。

0:21:01	よろしくお願いします。
0:21:03	関西電力原でございます承知いたしました。
0:21:12	規制庁藤川です他質問ありましたらお願いします。
0:21:27	すいません規制庁ツカベです。衛藤。
0:21:31	155条の2で、解体撤去物の管理ということで、
0:21:36	情報として、その第1項で先ほどあった、各課室長が、
0:21:43	それぞれ分別することになってると思うんですが、その分別にあたって、
0:21:48	ミリシーベルトパー。
0:21:51	アワーをはかることになってると思うんですが、
0:21:54	それは実際、どなたがやられることになるんでしょうか。
0:22:01	関西電力の羽田でございます。えっとですね。
0:22:05	前回の審査会合で、基本方針を示しさしていただいた第1項の各は室長なんですけれども。
0:22:15	前は加来会長と書いているところでちょっと今、ツカベたんかなっていう話がありましたんで。
0:22:22	今前回の基本方針はもうしございます。
0:22:26	ここで書かれてる。
0:22:31	スタート2ですかね今今日の資料で示した
0:22:36	容器の線量当量率の測定とか確認とか、その辺については、

0:22:44	香月町じゃなくて放射線管理課長がやるのが明確でございますので、市放射線管理課長はというところで、修正させていただきます。
0:22:55	と考えてます。そういうことでいきますと、
0:23:01	今後、今の、
0:23:03	ご質問ありました。
0:23:04	線量が超えないこととかは放射線管理課長が確認してやるということになります。以上です。
0:23:15	はい、規制庁ツカベです。はい。そこはまた、補正名を考えるときに、
0:23:20	しっかりわかるようにされるということで了解しました。あともう1点 が、今回
0:23:27	第1、155条の、
0:23:30	2棟。
0:23:34	3でそれぞれ、
0:23:36	保管エリアの管理までは規定されていると思うんですが、
0:23:42	今回
0:23:43	保管した上で、廃棄物に流すものであるとか除染するものであるとか、
0:23:49	そちらに流れるフロー自身はあって、その規定っていうのは、
0:23:54	あと今の条文上どう読めばよろしいでしょうか。
0:24:02	関西電力の原でございます。他のエリアに保管した後の流れというご質問。

0:24:10	はい。そうです。
0:24:13	衛藤。そこについては今の予定の不定というか具体的な行為っていうのは
0:24:22	利下げ作業管理の一環で考えてる、考えていると考えてまして、
0:24:30	具体的にそこからクリアランス流れる、ものに関しましては次回の議会 というかクリアランス申請と同時に保安規定についてのところはちょっと と具体化しようかと、単なる
0:24:42	今保管エリア帰りにあるものを除染投資して、またその保管エリア戻っ てなり廃棄物庫行くっていう行為については通常の作業管理、
0:24:54	その中で、ある程度PRものだと言っています。
0:25:04	あ、規制庁ツカベです。その場合においては、判断する者。
0:25:10	クリアランスだけではなくて廃棄物に行くラインもあるかと思うんです が
0:25:16	これは廃棄物ですというのを判断するのは、どなたになるんでしょう か。
0:25:29	関西電力の羽田でございます。
0:25:32	それでいいましたら廃棄物に行く。
0:25:37	例えばその理由にもよるかと思うんですけれども
0:25:41	線量的にいくっていう場合だったら、
0:25:46	放射線管理課長が確認して、やることに、

0:25:50	なるかと思うんですけども例えば
0:25:54	何でしょう。
0:25:59	クリアランスに。
0:26:01	ならないような財津のものをですねちょっと岩淵良くわからないですけど。
0:26:11	これはどこが判断するか。
0:26:14	おそらく作業担当あそこの作業担当課と放射線管理課長の、
0:26:20	具体的にはそこで協議して決めるようなことになるかと。
0:26:24	考えます。
0:26:28	はい、規制庁ツカベ徹底。
0:26:31	多分そこ
0:26:33	規定上設けるかどうかは、確かにあって他の並びと見て、
0:26:38	通常の施設管理、
0:26:41	廃棄物の管理と同種のもので、そこまで書かなくても、
0:26:47	いいですよという説明にはなるのかもしれないんですが、
0:26:50	一方その、
0:26:51	誰がやるかが決まってませんというようにもとれてしまったので、
0:26:57	ここは、
0:27:00	このフローを入れる段階で決めておくべきことではないかと思うんですが、

0:27:07	そこは実際協議しないと決まらないということでしょうか。
0:27:12	関西電力の羽田でございます。
0:27:15	衛藤。
0:27:17	今の時点で決まらないっていうところ。
0:27:21	といいますか実際に作業に関しては、この事件でその作業担当課っていうのを決める話でその解体工事するのす後でその保管エリアは、
0:27:34	解体保管物を扱う作業担当課が一緒かと言われると、そうじゃない場合もございますので、
0:27:41	偉そう決まってないっていうんじゃない。野田、現段階で決まってないというところで、
0:27:47	先ほどおっしゃった、湯浅施設管理とか放射線管理の、
0:27:51	いわゆるその各課主張の中で決めるもの。
0:27:56	だと考えております。
0:27:58	だから、
0:28:05	このご指摘の趣旨がもうちょっと
0:28:09	見えてないところがあるんですけども、ツカベですけどそういう意味で、対象物のカテゴリーが変わるタイミングなので、
0:28:18	そこの判断者っていうのは明確になっていなくてはいけないなと思っ ているという趣旨です。
0:28:26	関西電力の原でございます。

0:28:28	そういう意味で先ほど言われたその 155 条の 2 のところで、
0:28:33	と書いてる各課室長のところになるのか放射線管理課長のところになるのかとこのルールについては、それを守るところで、あとその各課室長というところが、
0:28:45	どこの課になるのか、宇井現時点ではわからないという趣旨。
0:28:50	でございます。
0:29:25	規制庁のトガサキですけどちょっと
0:29:29	ご説明あったのかもしないんですけど、
0:29:33	まず、どの設備を壊すかとかってというのは、所長が担当課長を決めると 思うんですけど。
0:29:42	それで、
0:29:43	その家それが決定されたら、解体工事を実施して、
0:29:48	解体保管物の要件の収納とかをして、
0:29:54	線量とかを確認するということなんですけど。
0:29:59	線量の結果だけで、クリアクリアランスに回すとか、固体廃棄物にする かとかってというのが決まるだけじゃなくて
0:30:10	実際にその除染とかをするどれぐらいあれば、
0:30:15	クリアランスに回せるかとか、そういう判断をすると思うんですけど、 それは各管掌がやるってことなんですかそれともやっぱりそこも省 内で検討されるってことなんですか。

0:30:36	関西電力の不動でございます。
0:30:39	今の江藤ご質問作業を各課室がやる、高室長がやるかっていうご質問ですか。
0:30:48	判断をやるかっていう、今、すいません。どちらで規制庁のトガサキの判断判断です。ですから、
0:30:56	ここの今説明が書いてあるのは、
0:31:02	まず一番最初のフローの一番上で、
0:31:06	どの設備を高圧かっていうのは、一番最初のところで、所長が決定して、各課長というのは、機器もあると思うんですけど、それで解体小控除を実施して、
0:31:19	それで、
0:31:21	解体保管物としてよ、容器に収納すると思うんですけど。
0:31:27	その時に、
0:31:30	線量とかで、だけではなくて、いろんなその除染とかも含めて、
0:31:37	最終的にこれはクリアランスにするとか、これは解体保管物のままだとか、これは固体廃棄物に、
0:31:47	するとかっていう判断があると思うんですけど。
0:31:50	その判断はどんどん、誰がやるんですかっていう質問です。

0:31:56	関西電力の原でございます。現状ですね今のご質問、クリアランスに最終いくっていうところで、クリアランスの認可申請と同時にあるんですけども。
0:32:07	例を出しますと保管エリアのものを、
0:32:10	除染、除染してですね、
0:32:14	放射性廃棄物になるか高井高津に戻すかというところの判断。
0:32:19	は、
0:32:22	ここのフローびますと、この解体工事の実施というところが
0:32:29	の各課室長が、
0:32:31	この時点でまた決定すると上に戻るような形になるかと考えますよ。
0:32:36	保管解体保管物の、
0:32:42	管理というか除染っていう工事があるとしたらその担当課長というのが、保安規定 141 条に基づいて、
0:32:54	決定されてですね。
0:32:56	で、縦に基づいて、155 条の 2。
0:33:01	ここの、
0:33:06	形で、いわゆる各課室長が、
0:33:09	分けて実施すると。
0:33:13	いうことになる。その中で、加来課長、車両担当課を放射線管理課長になる場合もございますし、

0:33:23	どっかの工事所管課長になる可能性もある。
0:33:27	いうところ。
0:33:29	になるかと、その時点で、所長が決定する文書で決めるということになるかと考えます。
0:33:40	規制庁のトガサキです。そうすると、
0:33:44	条文上は 155 条の中で見るっていう理解でよろしいですか。
0:33:52	関西電力の羽田でございます。はい。またその解体、保管物として、保管するっていう行為はこの 155 条の 2 の中でやりますので、
0:34:06	この中でその決定っていうのがなされることになるかと。
0:34:11	規制庁のトガサキです。
0:34:14	そうそうしましたらその、
0:34:17	クリアランスにするのかを書いた保管物にするのか、答えが傷ついす のかの判断が、この 155 条のところを読むというのがわかるように、
0:34:29	ここに追記していただくということは可能ですか。
0:34:38	関西電力の原でございます。
0:34:42	大体、保管エリアに保管した解体保管率が、除染とかしてどうなるかっ ていうところが、今説明したこれ 155 条の 2。
0:34:53	になるというところがわかるように、
0:34:55	例えば、
0:34:56	いってこと。

0:34:57	よろしいですか。
0:35:00	はい、そうですはい。すみませんちょっと流れるにちょっと
0:35:06	まず解体対象物を決めて、それで、加来課長が壊して、それでこれ、これは小高、
0:35:18	解体は保管物として保管を。
0:35:22	すると思うんですけど。
0:35:24	またそれ、しばらく経ってから、それを除染するとかっていうことで、除染ができるようなものはクリアランスにまわしたりとか、
0:35:35	できないのは、固体廃棄物にするとかっていう流れもあるんですけど、そちらも含めて先ほどの 155 条の方に戻るという理解でよろしいんですか。
0:35:51	はい。関西電力の羽田でございます。はい。その理解で結構です。まずそうしましたらそういうことがわかるように、
0:35:59	この資料についても記載してもらいたいと思うんですけどいかがですか。
0:36:07	関西電力羽田でございます。承知いたしました。
0:36:24	規制庁のミキヤですけど、ちょっと今の、
0:36:29	話が、
0:36:31	よく理解できてないんですけど。
0:36:35	この 1 ページ目のフローで、解体工事を実施するのは、

0:36:41	例えばの例でここに書いてある機械工事グループ課長ですと、
0:36:47	解体工事を実施するんだけど、
0:36:52	その出てきた解体保管物が、放射性廃棄物なのか。
0:36:57	解体保管物なのかクリアランスなのかはし、
0:37:01	仕分けをする課長は別に、
0:37:04	定めても良い。
0:37:06	ので、それは別に定めます。
0:37:11	ていうお話ですか。
0:37:14	とか、関西電力原でございます。
0:37:17	いや、ここで、
0:37:19	いや、今の話はちょっと違うような気がするんですけども。
0:37:23	一番上の機械工事グループ課長が上司所長が欠席のあくまでこの下に書いてる工事実施所管課長を決定する話であってあとはこの工事実施所管課長が、
0:37:38	今の各課室長の行為をやると。
0:37:42	いうところことになります。
0:37:45	それでフローでいうと解体工事の実施まで落ちてきて、
0:37:51	解体工事するんだけど、出てきた解体保管物が、
0:37:56	容器にも収納するんだけど、放射性廃棄物として扱うか、解体保管物として扱うか。

0:38:04	クリアランスとして扱うかを決めるのも、同じ課長でいいんですか、解体工事を実施する課長が、
0:38:11	と同じという理解でいいですか。
0:38:14	関西電力羽田でございます。はい。採否
0:38:20	それで分別分けるのは、この工事の、今おっしゃったこの工事の観光課長になります。その間、その中で、
0:38:29	放射線管理課長の確認なりが入るとい、そういう趣旨でございます。わかりました。
0:38:35	それで、それがその保管物が、解体保管物を例にするとずっと保管されているんですけども。
0:38:43	第一段階でもキャパシティがいっぱいになっちゃうとか、第二段階か。
0:38:49	第3段階になるともっと早く搬出しなきゃいけない。そんな時に廃止するにあたって、
0:38:55	それを、
0:38:56	解体保管物なのか、放射性、ごめんなさい、解体等放射性廃棄物なのか。
0:39:03	除染してクリアランスとするかを判断するのも、
0:39:07	継続した、解体工事を実施した課長がやると、そういう流れですか。

0:39:13	関西電力羽田でございます。いや、そこは工事の担当者課長というのが限らないというのは先ほどの、ちょっとするということですね、その時点でまた決定するということで、はあはあ。
0:39:26	それは必ずしも放射線管理課長がやる話ではないということですね。
0:39:31	という、今はそこが決まってないということになります。わかりましたそれでははい、理解しました。
0:40:08	ツカベですけどそういう意味で言うと廃止措置計画の、
0:40:12	固体廃棄物のフローを書かれていると思うんですが、
0:40:17	今言った保管エリア、
0:40:19	から直接廃棄物に行くものであるとか、
0:40:22	除染してクリアランスニック。
0:40:25	物のルートが明確に書いてあって、
0:40:29	これ押す。
0:40:30	下に、
0:40:32	進める。
0:40:34	責任者が誰だというのが、
0:40:37	現状で保安規定で、
0:40:39	わからないというのは、
0:40:41	何となく、
0:40:43	計画と保安規定の整合性を考えると、

0:40:46	足りてないようにも思えるんですけど。
0:40:50	そこはどうですかね。既存のもので、
0:40:55	読めます。
0:40:56	という。
0:40:57	ことですか。
0:41:02	関西電力の原でございます。
0:41:05	メインには書いてないところでは、もう江藤もあるのはおっしゃる通り でございますが、今のその、
0:41:15	155条の2の中で、
0:41:18	この廃止措置工事で発生した解体撤去物。
0:41:23	っていうところに戻ることも、上で読めないことが、
0:41:28	ないのかなと。
0:41:31	思うところではございます。
0:41:38	解体保管物を、
0:41:41	あとこれを分別していうところで読める。
0:41:46	音も別に
0:41:48	おかしくはないのかなと。
0:41:51	思います。
0:42:00	はい。以上です。

0:42:02	はい。ツカベですけど進みいうと 155 条の 2 って、クリアランスは目に出てこない。
0:42:11	ので、
0:42:13	はい、関西電力の原でございます。はいクリアランスにするものっていうのは、クリアランスの申請なり保安系の改正もやりますので、
0:42:25	そこまではクリアランスは発生しないということになりますクリアが発生するときになりましたら、またその事項を明確に書くことになるかと思えます。
0:42:36	はい、わかりました。あともう 1 点が 155 条の 3 で、
0:42:41	放射線管理課長が、基本的には保管エリアで全部を管理している中で、
0:42:48	その他、
0:42:50	佐田丸課長の判断で、
0:42:54	状態が変わるというのも、
0:42:59	ちょっと条文上、
0:43:02	何か足りていないというか、
0:43:05	扱いが明確。
0:43:08	収益。ありがとうございます。今のちょっとご趣旨が、
0:43:14	保管エリア放射線管理課長が、
0:43:18	管理する。
0:43:20	ていう。

0:43:21	ところと、
0:43:24	はい。それはバスの数も含めて、
0:43:27	管理されている中、
0:43:30	その他の者が判断して、その、
0:43:35	在庫が減ったりしていく。
0:43:40	ことが書かれていない。
0:43:43	ことについて、
0:43:46	少し足りてないのではないのでしょうかという趣旨です。
0:44:01	関西電力の原でございます。
0:44:04	個数は管理、
0:44:08	保管エリア、個数が放射線管理課長が見てるのに、
0:44:14	それを動かすところで放射線管理課長が確認できてないということでしょうか。
0:44:23	藤。はい。そういう言い方もできると思います。
0:44:30	いや、そこまで。すみませんちょっと常識的になって言い方あれかもしれませんが。常識的に当然その保管エリアのものを、戸田層と当然放射線管理課長がもう1回そこに、
0:44:46	確認行為っていうのは当然入りますし、
0:44:50	それをあえて規定するもの。
0:44:53	否定しなくてもお茶前管理課長は当然そこは管理。衛藤。

0:44:58	ルートが管理してございますので、確認しながらやるっていうことになるかと思えますけれども。
0:45:07	ここの四、五心配があるってことですよ。
0:45:12	江藤角です。江藤宇野ほか日野とこの話はちょっと脱線でいってるかもしれないんですけど。
0:45:19	基本的には
0:45:21	保管エリアにあったものを、
0:45:25	外に出す者が明確になっていないがために、
0:45:31	今の、
0:45:32	50、155 条の須山笠原でございますちょっと先ほどの説明悪くて誤解を招いていないんですけど
0:45:41	ら普通車が決まってないってのは現時点で決まってないということでありまして当然。
0:45:46	ラフ行為作業する場合にはその時点で、担当課を決めて当然、所内での決裁なり決め事にしますその点では明確になります。
0:45:59	今の時点で決まってないってだけでございます。
0:46:30	規制庁のトガサキですけど、ちょうどもう 1 回確認したいんですけど、加来課長と放射線管理課長の関係なんですけど。
0:46:42	フローで言うと、
0:46:46	まず対処設備 B を決めて、それを解体して、分別通信し、

0:46:54	するまでは、
0:46:56	分別して容器に入れるまでは、各課長で、
0:47:00	その他については、放射線科長が、放射線管理課長が担当するっていう理解でよろしいんですか。
0:47:10	それとも、保管のときも、
0:47:12	各課長というのが関与されるということなのかっていうのをちょっと確認したいんですけど。
0:47:19	関西電力の原でございます。
0:47:23	ちょっと言い方を変えますと、物をずっと解体工事をしてこのフロー流容器収納して保管や運搬する保管する。
0:47:32	この実際の物の流れ自身はその所管課長が責任で全部やると。
0:47:39	ただし、この右に書いてます通り、容器の、まず正面の線量を確認したり、この標識整理番号を発行したりあと保管エリアの管理をしてる方加賀課長がどこの保管エリアに置くかっていうところに、
0:47:56	放管放射線管理課長の指示が入ったな配慮は行った上で、所管課長の責任で、運搬まで運搬保管まで行うということになります。
0:48:08	はい規制庁の藤勝昭です。それで、ちょっと先ほどの話でも関係あるんですけど基本的にはもう壊して分別して容器に入れたら、基本的にはその状態が維持されると思うんですけど。

0:48:22	それをまたさらに、クリアランスとかやる時に、また分別し直すとかいうと、先ほどの 155 条にも戻るという話だったので、
0:48:34	そこでまた 155 条の 2 で、また、各課長で分別して、また保管エリアとか小滝物のところに、
0:48:44	移るって異なると思うんですけど、そのほか保管だけの所状態で、
0:48:51	加来課長は、何をやるのかってというのがちょっとわかんなかったんですけど、他だけの状態でも各課長の役割ってのがあるんですか。
0:49:02	関西電力、佐渡でございます。わかりやすく言いますと、工事を解体工事をして保管エリアまで運搬して保管した時点で、その時点のもの。
0:49:14	今ここで書いてる工事実施所管課長の役割は、一旦終わりますんで。
0:49:20	それで一旦終わった後、終わりますと、そのあと先ほどご質問あった今度保管エリアのやつをまた除染してまた分別する場合には、また新たな
0:49:31	所管課長を決定して、
0:49:35	分別作業なりをやるということになり、
0:49:39	はい規制庁のトガサキです。ですから、1 回で他保管されたものは、もう、基本的な放射線管理課長が、
0:49:49	線量測定とかで点検をやって、
0:49:53	各開発上はその状態では、特に作業はないって考えてよろしいですか。
0:50:08	関西ではハラでございます。はい。ございません。わかりました。規制庁のトガサキですそれで。

0:50:14	もしその1回保管されたものをまた除染とか分別し直すとかっていうときは、
0:50:22	155条の第1項のほうに戻って、
0:50:26	また所管課長とかが決まって、
0:50:28	それで、
0:50:30	補完するなり、
0:50:32	交代廃棄物の方に流れていくので、
0:50:36	その時点で高久課長の関与が明確になるし、そこで、
0:50:44	必要な作業が終わるってそういう理解でよろしいですか。
0:50:49	浅井猪原でございます。はい。その通りでございます。だからその都度その都度各課長の役割丘エリアに入れた入れたい保管、放射性廃棄物冷凍保管貯蔵廃棄物貯蔵庫に、
0:51:03	入れた時点で一旦その上に終わると、そのリセットされるというそういうトリック理解で結構です。
0:51:11	はいわかりました。
0:51:36	すいません規制庁のトガサキですけど、今の流れはちょっとわかりましたので先ほどの仲です。この資料2、1回高保管状態のものをまた、
0:51:47	その除染したりとか、分別するときには、また155条の方にも戻るっていうところの説明を追記してもらいたいと思う、思うんですけど。
0:51:57	いかがでしょうか。

0:52:00	佐野監査委員の羽田でございます。はい、承知いたしました。はいよろしく申し上げます。
0:52:14	規制庁フジカワですコメント回答1に関して他に質問等ありましたらお願いします。
0:52:24	大丈夫そうですかね。はい。
0:52:27	では次コメント回答②の方で、
0:52:32	質問等ありましたらお願いいたします。
0:53:11	規制庁のトガサキですけど、2ページの、この解体の工事例なんですけど、この、何か、いつ頃の事例かっていうのを書くことってできますか。
0:53:27	関西電力、オクデでございます解体いつごろ実施されたかはわかりますので、セキすること。別。
0:53:35	規制庁のトガサキですけど、これ一審査会合とかでも、今までどちらかという、JPDRとか水中の切断が多かったと思うんですけど。
0:53:49	今回は、
0:53:50	美浜は、期中の切断を選ばれるってということなんですけど。
0:53:57	そこは、この期中の実績とかもうあとあるんですけど、何か時代の流れによってそういう
0:54:07	気球でも十分大丈夫だっていうのがわかってきたのかそれとも、
0:54:12	何か総合的に考えて、

0:54:15	気中2、下をしたのかっていう。
0:54:19	もうちょっとわかるようにできないかなと思うんですけどそういう補足情報は、
0:54:25	ないですか。
0:54:29	関西電力原でございます。
0:54:32	時代というよりもおそらく構造上の話の方が大きいと考えてまして
0:54:39	原子炉容器。
0:54:42	の本体を水中でやろうと思えますともともと今、
0:54:47	我々の構造上ですね、原子炉容器自身が、
0:54:54	椎弓にある、いわゆる容器の一部になっているところがございまして、それを切断するとなれば、
0:55:03	その周りにまた、水を溜める容器が必要に別途必要になってくると、いうことで、ある意味我々の構造上非常に、
0:55:13	かなり逆に大工事になる方、
0:55:18	あとはそのまた廃棄物も増えるということで、
0:55:21	考えておりますのでおそらくこの水中切断っていうのは公道上、
0:55:27	この原子炉容器を切断するに、
0:55:30	周りが、その水が貯めれる、構造になると。
0:55:36	実際実物で確認したわけではないんですけども、そう考えております。以上です。

0:55:44	はい。規制庁のトガサキですわかりましたコア、あれですね原子炉容器キーワー。
0:55:50	大体行き中切断になって、
0:55:53	それは、
0:55:54	あと、
0:55:56	撮ろうじんの1回撤去っていうのは、小令和。
0:56:01	一体撤去ってどういうことですか。
0:56:05	解体してないってことなんですか。
0:56:09	関西で三原でございます。はい。要は取外して、もうそのまま廃棄物の処分場、処分場にそのまま持ってって埋めてしまっていると、そういうもんでございます。
0:56:24	はい、わかりました。
0:56:26	これもあれですか。この時代の流れっていうよりも別に、
0:56:30	各発電所等での判断っていうことですか。
0:56:37	関西弁ハラでございます時代というよりももうアメリカの処分場の事情とか、そういうところが大きいかと。
0:56:45	考える。
0:56:47	はい、わかりました。
0:56:53	規制庁フジカワですコメント回答 202 につきましては、では以上でよろしいでしょうかね。

0:57:00	はい。
0:57:01	では次、資料③の方の質疑に移りたいと思います。
0:57:12	資料③の1ページ目の、
0:57:16	2、すいません規制庁福住ポツの一つ目なんですけど、使用済み燃料輸送容器保管建屋を使用済み燃料搬出する際に使用するってあるんですけどこれは、
0:57:28	単純にその用キーを保管、
0:57:32	燃料を搬出、燃料を入れた容器も保管するんですかね。それとも、
0:57:39	遠慮入れる前の容器保管取得だけとかそういう感じなんですかね。
0:57:48	関西電力の羽田でございます基本的には随分後、
0:57:54	まず運ぶ前に、おそらくその実際に反するゆ容器1個ではございませんので、
0:58:00	容器をまずここに保管して、実際に使う要求を、
0:58:05	原子炉格納容器持って格納容器で、
0:58:10	補助建屋に持ってって便利置いてまたその絵を輸送するまで、また保管するのにも使いますので、
0:58:16	反するはい。
0:58:19	ハラ容器も入れますし、燃料入った容器も入れる。
0:58:22	ような建屋でございます。
0:58:25	規制庁フジカワですはい、わかりました。ありがとうございます。

0:58:43	規制庁フジカワです他、何かありましたらお願いします。
0:58:50	規制庁のミキヤですけども、
0:58:55	この資料の最初に、本文 4 号の説明があったんですけども。
0:59:01	本文 4 号は、記載の適正化しかないから、説明する内容がありませんってそういう趣旨のご説明を理解して、
0:59:14	よろしいですか。
0:59:16	関西電力奥でございます。その主 C でございます。
0:59:21	はい。
0:59:24	わかりました。
0:59:27	確かに中身がないのがほとんどなんですが、
0:59:35	ふうん。
0:59:40	ちょっと一つ気になってますのは、設備には建屋を含む旨を追記っていう修正が、
0:59:48	規制、記載の適正化であるんですけども。
0:59:54	例えば解体対象物尼子 5 表の 5 のところだったりするんですけど、費用も確かあったと思うんですけども。
1:00:03	設備と建屋ってこれ別々に気を変えてるわけではなかった。
1:00:09	だってことですか。
1:00:12	要はどこ、どこまで設備って設備で表の中に設備が書いてあって、どこまで建屋が入るのかって、

1:00:21	必ずしも、
1:00:23	明確じゃないと思うんですけども。
1:00:25	今回の補正で基本的にそれ過程が含むものは全部記載したってそういう理解ですか。
1:00:34	関西電力の羽田でございます。
1:00:38	分けて書いてたというよりも、当初の考えとしては、ここに書いてる設備とか建屋名称というのは、いわゆるその設置とかの中で、本文の中で、
1:00:50	許可を受けている設備を網羅的に挙げたという中で、建屋自身が入っていないところございましたと。
1:00:59	いうところなんですけれども。
1:01:05	これ前回の R P
1:01:06	の前、大井のときに、大飯の 12 号の廃止措置計画のときに、
1:01:13	その建屋がわからないと、建屋、
1:01:20	岡、算があるっていうところもわかるような形でこれを追記しろというのがございましたので、この中計をさせていただいたと。
1:01:31	それを今回も反映したということになります。
1:01:36	なるほど。大井の審査の時に、
1:01:40	建屋も含むようなものであれば、設備と建屋を一緒にして書くべきって いうことで、

1:01:48	直されたということですね。いやその時に建屋だけ残るものってあるんですか逆に。
1:02:01	関西電力奥田でございます建屋だけ残るという内容は、中の機器を先に全部解体をして、その建屋側だけ残るものあるかどうかという、何か放射化放射化してないがゆえにその建屋自身は何かで再利用するとかですね。
1:02:22	関西電力羽田でございます現状更地にする予定でございますので、
1:02:28	その差5との共用であれば、残りますけれども1号単独であればすべて、
1:02:35	解体する計画にしております。以上です。はい、わかりました。
1:02:43	はい。
1:02:44	わかりました。
1:02:47	大井の指摘を受けて反映させたということで記載の適正化になっていると、そういう理解ですね。
1:02:54	わかりました。はい。
1:02:57	阿藤。
1:02:59	3ポツの添付7なんですけども。
1:03:05	これは、
1:03:06	はい。はい。
1:03:08	エネ庁の解体に要する総見積額の承認ってのは、公開されていますか。

1:03:18	具体的に今回補正なり、今回変更申請の中で、差分が一体どういうものかというのを確認しようかと思ったんですけども。
1:03:31	現状1億円ぐらい変わるよっていう情報で具体的な情報が何もないので、
1:03:38	確認できなかったんで説明が必要かなと思ったんですけども、すでに公開されているような資料で、
1:03:44	もうそこは明らかだっていうことで今回こういうご回答かなと理解したんですけど。
1:03:50	関西電力羽田でございます。
1:03:53	それはちょっと具体的にどっかで公開されてるかっていうのはあんまり記憶にないんですけども我々
1:04:00	プレス等でもこの見積額というのはすべて公開ベースで聞かれたら、問われれば答えてる。
1:04:07	額になっておりますので、配置計画自身も公開、ここの部分を公開しておりますので
1:04:15	具体的にどこで公開されてるかわからないですけども下中で、
1:04:21	隠すっていうか見せないものではないです。公開。
1:04:25	しても問題ない数字になります。
1:04:28	今回の話はもう廃止措置プラントについてはもうこれまでも毎年、

1:04:35	この承認ってのは毎年行われるんですけどもこの美浜 12 号についてはもう最終の承認でも金額変わらないところまでなったので更新したということになります。以上です。
1:04:49	はい。
1:04:50	わかりました。その時の
1:04:55	前は、こういう数字であって今回はこういう数字っていうところは、
1:05:04	ここに書いていただいている、承認を受けた数字っていうことなんですか ども。
1:05:10	承認を受けるにあたっての、
1:05:13	エビデンスみたいなものは、補足なりでお示しいただけん。
1:05:18	ものでしょうか。
1:05:21	関西電力羽田でございます。はい。承認書がございますので、どこま で、それ自身がどこに公開できわからないですけど
1:05:30	承認書というのがございます。はい。それを、この数字が見えるという ことですね。言えます。見える、見えます。はい。はい。ちょっとそこ は確認をお願いします。補足としていただけるものかどうかですね。
1:05:43	はい。
1:05:44	はい。以上です。
1:05:56	規制庁のトガサキですけど、
1:05:59	添付書類 2 のちょっと下ももう一度確認なんですけど。

1:06:04	この縦やあ、D。
1:06:08	作業を実施するとか使用するって書いてあるものと、
1:06:13	あと、解体的工事を実施するって書いてあるものがあるんですけど、最初の二つの、
1:06:21	建屋っていうのは、これ、一段下でも、1回目も、
1:06:27	この使用してた。
1:06:29	ですかそれとあと、この
1:06:32	特高会議所等、取水口放水工というのは、一段階目は、解体撤去は工事を してなくて、二段階目以降に工事をするから追加になるっていう、
1:06:44	そういう理解ですか。
1:06:48	関西電力原でございます。
1:06:51	これ四つポツ書いたすべて第一段階ではその廃措置、解体なりも、廃止 措置工事では使ってないところで第二段階以降ですべて、
1:07:01	封使用したり、解体するということで今回追加したということになります。 す。
1:07:08	以上です。
1:07:11	規制庁のところだけを変りました使用済み燃料の保管建屋もう第一段 階の時は使ってないっていう。
1:07:20	理解ですか。

1:07:22	はい。関西電力羽田でございます。はい。第一段階で使用済み燃料搬出する計画にはなっておらずやっておりますので、作業範囲から外しサトウ蒸気発生器保管庫につきましても、
1:07:37	その中の、
1:07:40	蒸気発生器反する作業の第一段階では、
1:07:43	やっておりますので入れてなかったということでございます。以上です。はい。
1:07:48	規制庁の戸ヶ崎ですわかりました。それとちょっと確認なんですけど。
1:07:54	この、
1:07:55	特高開閉所とか共用になってるんですけど。
1:08:00	すいません
1:08:02	特高会場これ1号と2号別々なものっていう考えでいいですか。
1:08:12	関西支店羽田でございます基本的に同じところにある、同じようなもの、教諭給与ですか。
1:08:22	江藤1号と2号のってことでしょうか。はい。番号とですか。12号で、
1:08:35	ニックと個別の機器で言いますと多分分かれるものもございませけれど場所とか、建屋はすべて同じものになります。
1:08:45	規制庁のトガサキですけど。
1:08:48	ちょっと質問の趣旨は、共用設備を解体するときに、今までの申請書は1号炉と2号炉一緒の。

1:09:00	申請書になってたんですけど、今回その1号と2号で分け分けるんですけど、その、
1:09:08	どちらの方で、
1:09:11	ここはするとかですね、
1:09:13	という整理っていうのは、どういうふうになってるのかっていうことをちょっと確認したいんですけど。
1:09:24	関西電力原でございます。今この特高開閉所の話。
1:09:29	でございますと今その1号と2号で、ここ分けてはございません。それ自体が建屋としては一つのものでございましてその中に1号炉のものもございますし2号炉様。
1:09:42	或いは共用のもの、
1:09:44	いうところでございますので、
1:09:46	1号と蓋法でそこを書き分けるものではないと考えてます。以上です。
1:09:53	規制庁のトガサキです。
1:09:55	1号、両方1号2号両方とも同じ書きぶりが9、書かれてるってことですか。
1:10:04	関西電力羽田でございます。はい。その通りでございます。
1:10:19	規制庁のトガサキです。
1:10:21	ですねその審査基準の方に、
1:10:27	これはですね格好。

1:10:31	8のあと、(8)と(9)の、
1:10:34	間にあるんですけど、その複数の原子炉施設のうち一部の原子炉施設を 廃止することが、
1:10:41	認められてますんで、一部の廃措置の場合においては、
1:10:47	その共用設備については、その、
1:10:52	あれですね
1:10:54	共用設備を壊されても大丈夫かっていうことをちゃんと説明してもらう ことになってるんですけど。
1:11:00	今回1号と2号別々の一応申請に分けられるので、1号共用設備が考案 されても、その他の号炉に影響しないとかですね。
1:11:12	そういう説明が必要になってくると思うんですけど、そういう説明って のはどこかにありますか。
1:11:21	関西電力の浦でございます。
1:11:24	ここの審査基準で書かれてるところは、その複数で、
1:11:30	運転炉がある場合のその注意ということで書かれていると認識しており まして、
1:11:36	それぞれ
1:11:39	特に側溝とかはもうその共用が終わってるものに、
1:11:44	終わって、共用というのは2日間使用が終わってる場合の解体する場合 ってというのは別に、一緒に壊しても、

1:11:53	問題ないと考えておりますので、
1:11:56	この取り扱いっていうのを、
1:12:03	この東光に限らずですね、今他の部分、
1:12:08	についても具体的に我々書いてないというのが現状でございます。そこ についてはどこに、
1:12:14	そもそも 10WTF 多忙。
1:12:23	ここに書かれているようなその取り扱いというのは問題ないかと考えて ます。
1:12:28	以上です。規定規制上のトガサキで例えば 1 号と 2 号の敗訴チーの、
1:12:36	そういう工程が同じタイミングで行われれば、それは 1 号にも、両方と も必要なくなったものを、
1:12:46	そして解体とかできると思うんですけど、1 号と 2 号が、
1:12:52	高圧です。タイミングがずれた時に、1 号では必要がないんだけど、2 号では必要になるっていうものがあり得ると思うんですけど。
1:13:03	そういうことについての説明っていうのは、
1:13:06	必要ないでしょうか。
1:13:10	関西電力原でございます。
1:13:13	今、現状の我々の心、廃措置計画から言いますと 1 号と 2 号というのは 同じ工程で進めようと当然その 1 号やって 2 号とその順番には、

1:13:25	実際の作業自身はそういうふうに分かれますけれども工程という意味では一緒にやっています。
1:13:30	で、
1:13:33	あと言われたような、1号で使ってるの2号側で解体するってなる場合はそれはそもそも性能維持施設で言いますとそれぞれの号炉の機器に対して、
1:13:47	維持期間というのを決めておましてその維持期間終わるまでは当然壊さないということは、なりますので、その間違いというのは今の廃止措置計画の性能維持施設の維持期間等で、
1:13:59	十分担保できると考えてます。以上です。
1:14:07	とりあえず1号2号に申請を上げることによって、今日、特に共用設備で、
1:14:17	1号んの
1:14:20	役割がなくなったときに、その2、2号炉の、
1:14:25	それを壊しても2号炉に影響がないとか、そういう説明をしてるところはないってことでよろしいですか。
1:14:37	関西電力羽田でございます。1号と2号の間はそういう具体的な記載はしてない。はい。
1:14:43	とりあえずわかりました。

1:15:01	規制庁フジカワです他質問ありましたらお願いします。すみませんミキヤですけども、今の話に関連し、ちょっと記憶になってしまうんですけども、関西電力さんが、
1:15:16	確か3条改正の時だったと思うんですけども。
1:15:21	ちょっとこのプラン多いのかな。12号炉共用設備を、
1:15:29	それは設備だったんですけども、2号で壊す場合と1号で壊す場合とがあるから、そこ申請書に書くってお話を。
1:15:41	2000円いただいた記憶があるんですけども。
1:15:46	例えば今の話で言うと、設備が号炉の両方で、それぞれ詳しいのでもいいのかもしれないですけど、共用建屋はどっちで壊すとかそういうのは、
1:15:57	申請書に面明記する必要ないかなあとちょっと思ったんですけどもいかがですか。
1:16:05	関西電力原でございます。
1:16:08	実際にその解体する時期なり共用する時期がずれて使う時期が1号と2号で変わるのであれば今のご指摘には、
1:16:20	おっしゃる通り
1:16:22	変える必要があるかと思っておりますけれども。
1:16:26	現状解体時期っていうのは、
1:16:32	やっぱりちょっと先ほど説明があります性能維持施設の方で、

1:16:36	それぞれの号炉それぞれの共用設備も含めて、維持期間というのを決めておりますので、その維持期間が終わらない限り壊さないというのは自明のことを、
1:16:48	なのかなと考えてますんで、先ほど3条改正のときって言われた
1:16:53	どちらかの号炉でっておそらく我々にはその定義権をどちらのホールでやるかを決めた話はそうですね。そうです。
1:17:03	そうですそうです。
1:17:05	そういう中身だけでしたっけ。
1:17:08	と認識しております。はい。
1:17:10	それは確か、検査の時に必要だから、ちょっと書かせてくださいってそういう話なんです。わかりましたごめんなさい。ちょっと記憶がそこから辺曖昧でした。
1:17:21	はい。
1:17:25	はい。すいません。以上です。
1:18:15	規制庁フジカワです。他質問等ありますか。
1:18:43	規制庁フジカワです。はい。衛藤。
1:18:46	追加の質問等はなさそうなので、
1:18:51	ヒアリングの方以上で終了にしたいと思いますが、
1:18:55	関西電力さんの方から何かありましたらお願いします。
1:19:01	関西電力奥です。こちらからは特にございません。

1:19:06	はい、承知しましてありがとうございます。では、日本版、
1:19:10	廃止措置のヒアリング本日のヒアリング終了したいと思いますありがとうございます うございました。
1:19:16	ありがとうございました。ありがとうございました。